

第2節 自主的な環境保全行動の促進

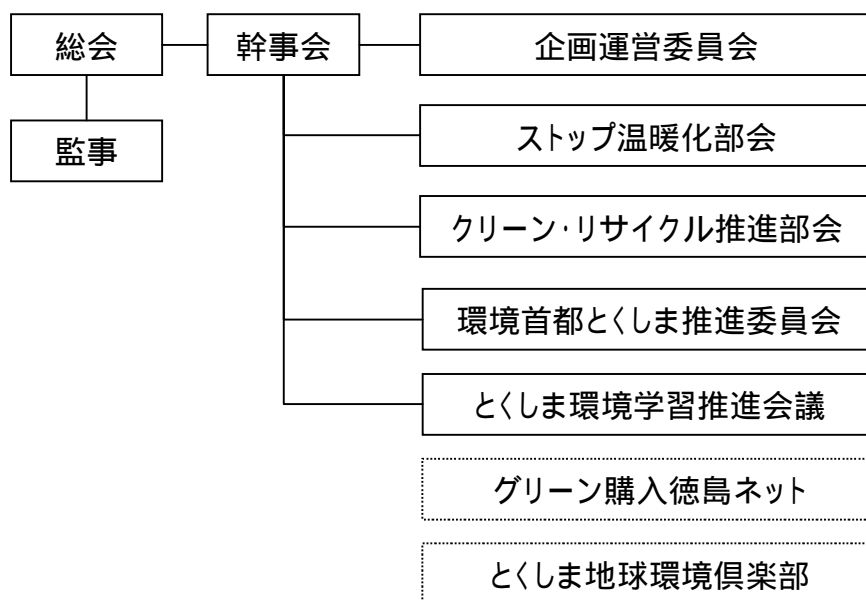
1 とくしま環境県民会議

徳島県環境基本条例の基本理念を踏まえ、平成12年1月29日に「人と自然とが共生する住みやすい徳島」を実現するために、県民、事業者、行政の各主体が緊密な連携及び協力のもとで、それぞれの役割に応じて積極的かつ主体的に環境負荷の低減に向けた行動を実践することを目的として、「とくしま環境県民会議」が設立されました。

とくしま環境県民会議の概要については、次のとおりです。

(1) とくしま環境県民会議の組織

図2-4-1 とくしま環境県民会議の組織



会員数	135
市民・民間団体等	33
事業者・事業者団体等	53
マスコミ等	4
行政機関	38
学識経験者	7

平成19年12月31日現在

(2) とくしま環境県民会議の事業

全体事業

ストップ温暖化とくしまキャンペーンの実施

会報の発行

環境の保全及び創造に顕著な功績のあった方などへの表彰の実施

環境ボランティア交流会の実施

環境教育・学習の推進

部会事業

ストップ温暖化部会

徳島県地球環境保全行動計画（ローカルアジェンダ）の推進やストップ温暖化とくしまキャンペーン、省資源・省エネルギーの推進、徳島エコカーライフの推進など

クリーン・リサイクル推進部会

「ごみゼロの日」キャンペーンや3R推進セミナーの実施、エコイベントの普及など

2 みなみから届ける環づくり会議

徳島県の南部圏域において、民間主導による産学官民の協働型環境保全活動を推進するため、平成18年7月5日に企業、農業協同組合、民間団体、研究機関、市町、研究者、徳島県林業公社、管内市町、県南部総合県民局が設立趣意書に署名し、「みなみから届ける環づくり会議」が設立されました。

会議ではPCM(プロジェクト・サイクル・マネジメント)手法を用いた意見集約を行い、それぞれが対等の立場で議論して県南の環境課題を抽出し、これを基に平成19年3月14日、5つの環境保全活動を決定しました。

平成19年度以降は、このうち資材・予算・人材に目途のついたものから随時プロジェクトを実行することとし、行動力の高い若手研究者を招きリーダーとして企画に当たらせることともに、産学官民の適切な役割分担により少ない予算の中で高い実績を挙げることに成功しています。

(1) みなみから届ける環づくり会議の決定した協働型環境保全活動

図2-4-2 みなみから届ける環づくり会議の決定した協働型環境保全活動



(2) みなみから届ける環づくり会議の実施した環境保全活動

着手した活動

地球温暖化対策のための交通渋滞対策社会実験(阿南市)

平成19年11月12日から16日にかけて、交通混雑の激しい阿南市において、企業2社、阿南高専及び県南部総合県民局が共同して時差出勤や公共交通機関へのシフト、二輪車へのダウンサイジングなど、約550人の勤務形態や勤務時間を変更する社会実験を行い、県道で100台程度あった渋滞がなくなるなどの効果が見られました。

産学官の連携による一斉水質調査(阿南市・那賀町)

平成20年1月29日、企業4社、2市町、阿南高専、徳島大学及び県南部総合県民局が共同し4河川76地点のバックテストを行うとともに、31地点では企業・阿南高専・県南部総合県民局が共同して環境分析を行いました。結果については徳島大学の協力でGIS(地理情報システム)に入力する予定となっています。

県南における水辺生物データベースの構築(海部郡)

阿南高専と環境民間団体が協力し、平成19年8月環境省等の主催した環境教育リーダー研修への研修協力をはじめ、民間団体の各種研修会における講師の相互派遣など研究者間の協力関係の構築を進めました。

検討中の活動

竹林管理のあり方の検討(阿南市)

広島大学大学院と協力し、平成20年1月から2月にかけて竹林所有者、地域住民及び小中学校の児童生徒を対象としたアンケート調査を行いました。また竹林管理に関する現地実習を行い、技術検証を始めました。

新しいリサイクルシステムの提案

問題の切り分けや協働型環境保全活動の適用の是非についてまとめるため、幹事会で引き続き意見の整理検討を行いました。

3 県民参加の森づくり

(1) 緑化の推進

森林は、やすらぎと潤いのある県民生活に重要な役割を果たしており、緑豊かな生活環境と健全な森林づくりを推進するため、「緑の募金」の促進を図るとともに、身近な緑の保全活動等を通じて、緑や森林に対する県民の理解と協力意識の高揚に努めております。

また、緑を守り育てる豊かな心を持つ青少年の育成を目的として、「緑の少年隊」の結成とその活動を支援しており、平成17年度末現在では、73隊約5,013人の隊員が、レクリエーション活動や奉仕活動などを行っています。

図2-4-3 緑の募金の推移

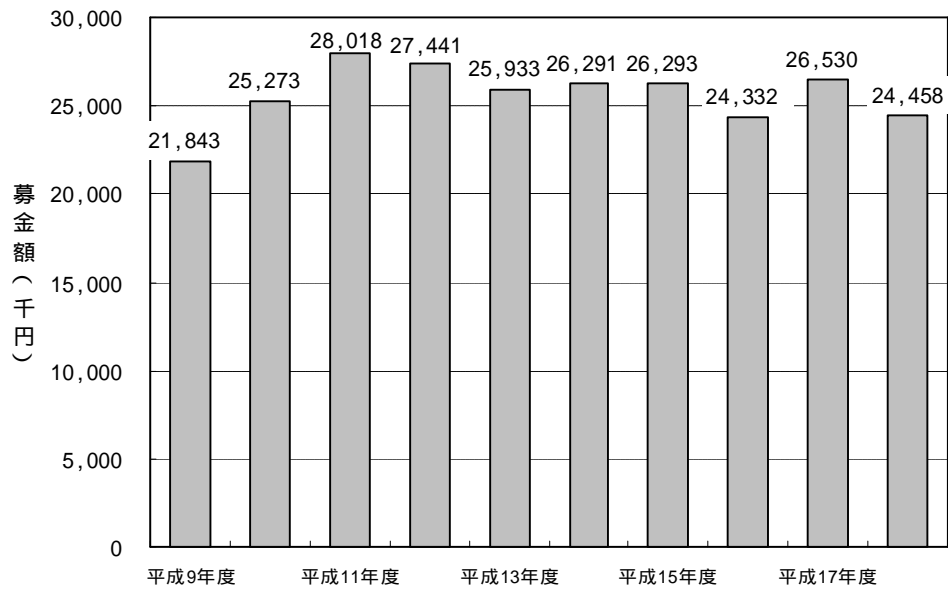
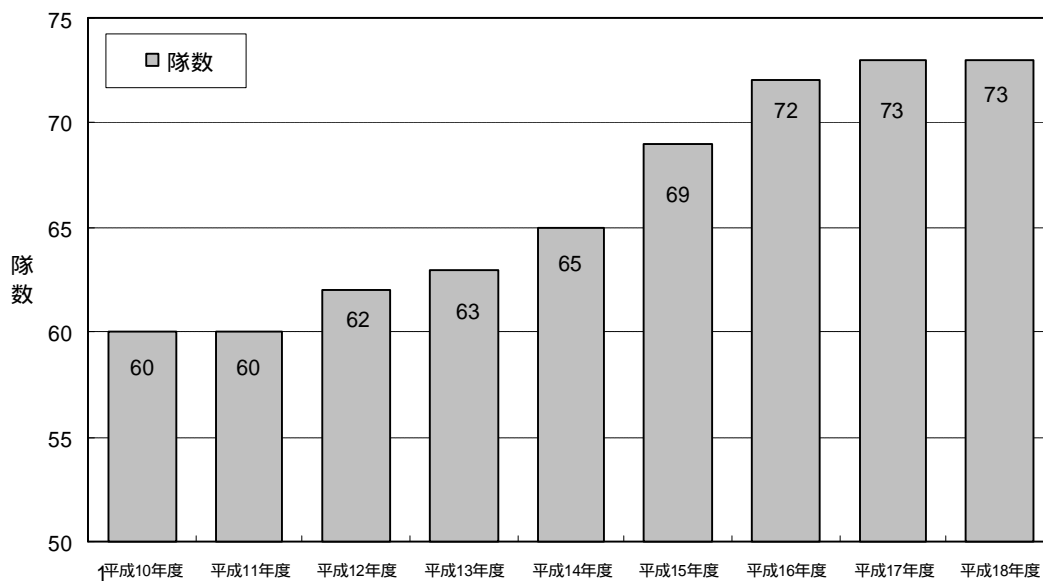


図2-4-4 緑の少年隊の推移

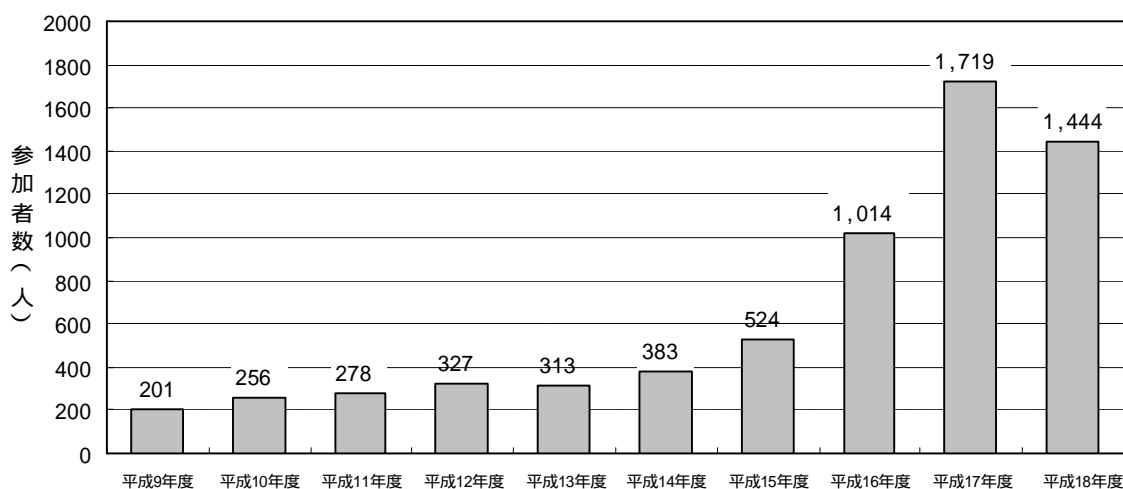


(2) 県民参加の森づくり運動の推進

森と人との共生を理念とする「千年の森づくり」をスローガンに掲げ、県民参加の森づくり運動を推進しております。

この運動を全県的に展開するため、森づくり運動の普及啓発、「森の案内人」等の指導者の育成、森づくり活動拠点の整備等を実施しております。また、森づくりボランティアや森づくり団体の育成とその活動を支援しております。

図2-4-5 県民参加の森づくりボランティア参加者数の推移



(3) どんぐりプロジェクトの推進

平成17年度の県南部総合県民局の設置により、徳島県南部圏域の自然林から種子を採集して育苗し公共事業や災害復旧事業の植栽に用いて生物多様性の確保や遺伝子資源の保全により自然再生を目指すという「どんぐりプロジェクト」が始まりました。

5つの企業と3つの小学校、県南部総合県民局が共同して地域産の苗の育苗に取り組み、これまでに育苗などに使ったどんぐり等の数は平成19年7月現在で7万個を超えました。また、平成19年度は3箇所の公共事業地で試験植樹を行いました。

一方、平成19年10月23日には阿南市の南部健康運動公園において「知事と創ろう21世紀の森植樹行事」を行い、育苗参加者や地元小学校・住民とともに4,000本以上を植樹しました。

このどんぐりプロジェクトが評価され、平成20年度には瀬戸内オーリーブ基金から100万円の助成を受けることが決まりました。

4 アドプト・プログラム制度

(1) 概要

アドプトとは英語で“養子縁組”を意味する言葉で、この制度は、地元の企業や団体が、自分たちの周りにある道路や河川、公園といった公共物の一部を担当し、空き缶拾いなどの清掃活動を行うことで、きれいな環境を創り出そうとするアメリカで考え出された制度です。

具体的には、地元企業や住民と清掃内容等を明記した合意書を取り交わし定期的に清掃活動を行うものです。

(2) 注目点(特徴)

アドプト活動は、子供からお年寄りまで、誰もが簡単に参加できることから、ボランティアを始めるきっかけとなったり、ゴミ処理やゴミ袋の提供等については市町村や国・県など行政機関が役割分担することから、ボランティアをする住民と行政が互いに助け合いながら、地域をきれいにするといった官民協働の新たな取り組みとして注目を集めています。

また、この活動は、単なる清掃ボランティアではなく、自分たちの暮らす地域を自分たちの力できれいにする活動であり、続けることでより一層その地域に愛着が湧き、ひいては地域や住む人みんなを元気にする活動でもあります。

(3) 経緯

- 平成10年度 本県のアドプト・ア・ハイウェイ神山会議が日本で初めてこの制度を導入
- 平成11年度 「アドプトプログラム吉野川」として吉野川交流推進会議（県、国、流域市町村、民間企業・団体が構成）が吉野川に、「OURロードアドプト」として本県が県道にこの制度を導入
- 平成12年度 8月に、本県がアドプト先進県であることを全国に向け情報発信するため「アドプトプログラム全国大会」を開催
- 平成13年度 「ボランティアサポートプログラム徳島」として国土交通省徳島河川国道事務所が国道（国土交通省管理）に、「徳島県土木施設アドプト支援事業」として県が県管理土木施設全般（県道、河川、海岸、港湾、公園）に導入
- 平成14年度 「アドプト那賀川」として、アドプトネットワーク那賀川（地元企業等で構成）が那賀川でアドプト開始
本県のアドプト状況を取りまとめたホームページ「アドプト大国とくしま」を県のホームページに開設

(4) 県の取り組み

県としては、県の管理する土木施設にこの制度を採用するとともに、この制度を更に普及・啓発するために、県のホームページ上に「アドプト大国とくしま」のページを設け、県内のアドプト情報を掲載し県内はもとより日本全国に情報発信を行っています。

(5) 現状

県内ではアドプトの輪がますます広がり、本県にとってなくてはならない制度として県民の間に定着してきています。平成18年度末現在、アドプトプログラムに参加されている企業・団体の数は、県下で540団体・企業となり、平成17年度末に比べ67団体・企業増えています。

表2-4-3 県内のアドプトプログラムの実施状況

(平成19年3月31日現在)

場 所	団 体 数	登録人数(人)	コーディネーター
吉 野 川	133	15,970	吉野川交流推進会議
那 賀 川	37	2,315	アドプトネットワーク那賀川
県 道	143	4,427	徳島県県土整備部 道路保全課
県 管 理 河 川	59	3,531	河 川 課
海 岸	9	549	港 湾 課
公 園	4	375	都 市 計 画 課
国 道	155	6,799	国土交通省徳島河川国道事務所
合 計	540	33,966	

5 環境に配慮した事業活動の促進

県は、自身が大規模な事業主体であり、率先して環境に配慮した事業活動を行うことで市町村・事業者の同様な行動を誘発することが期待できるとの認識のもと、自らの事務・事業に伴う環境への負荷の低減に向けた具体的な取り組み・目標等を定めた「エコオフィスとくしま・県率先行動計画」(第3次計画)を策定・推進してきたところです。

これをさらに前進させるため、本庁において実施する全ての事務・事業を対象として、環境マネジメントに関する国際規格であるISO14001環境管理システムを導入(平成12年2月22日認証取得)し、本庁、3合同庁舎、5庁舎(南部総合県民局、西部総合県民局)、1総合土木庁舎及び企業局総合管理事務所を対象範囲とし、環境保全・創造に向けた更なる取り組みの拡大を図っています。(平成18年2月22日更新)

また、県率先行動計画に基づく平成18年度の取り組み実績については、温室効果ガスの総排出量が基準年度(平成15年度)と比較して3.6%の減少となっており、重点的な取り組み項目(9項目)についても、用紙類中初めて使用する木材パルプの量をはじめ7項目について基準年度から前進(削減)が図られています。しかし、その一方で廃棄物中廃棄処分量については基準年度から増加した結果となっています。

今後も、ISO環境管理システムや平成17年4月に策定した第3次「エコオフィスとくしま・県率先行動計画」により、取組の推進を図っていきます。

表2-4-4 第3次計画の重点的な取り組み項目の目標及び実績数値

重点的な取り組み項目	基準年度 実績	実績数値		基準 年度比	21年度目標
用紙類中初めて使用する木材パルプの量	15t	H18	8t	53.3%	基準年度から60%削減
用紙類使用量	10,761万枚	H18	9,950万枚	92.5%	基準年度から22%削減
水道使用量	1,122千m ³	H18	1,024千m ³	91.3%	基準年度から2%削減
電気使用量	60,278千kwh	H18	60,017千kwh	99.6%	基準年度から5%削減
公用車の燃料使用量	1,567kl	H18	1,523kl	97.2%	基準年度から6%削減
エネルギー供給施設等の燃料使用量	3,495kl	H18	3,351kl	95.9%	基準年度から6%削減
廃棄物中廃棄処分量	1,661t	H18	1,703t	102.5%	基準年度から23%削減
廃棄物中資源ごみ量	765t	H18	743t	97.1%	基準年度から22%削減
再資源化率	-	H18	86.3%	-	100%

(注)1 用紙類使用量は、プリンタ(コピー用紙等を含む)用紙及び罫紙・立案用紙の量。

2 公用車の燃料使用量には、船舶及びヘリコプターの燃料使用量は含まない。

表2-4-5 温室効果ガス総排出量の目標及び実績数値

基準年度実績	実績数値		基準年比	21年度目標
40,324t-CO ₂	H18	38,857t-CO ₂	96.4%	基準年度から5%削減

(注) 温室効果ガス総排出量は、県の事務・事業に伴う電気や燃料使用量に係る二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の排出量及びHFC(ハイドロフルオロカーボン/自動車や空調機器の冷媒として使用)の各排出量に、温暖化係数を乗じて算定。

さらに、徳島県グリーン調達方針等推進方針に基づく平成18年度の調達実績については、調達目標100%を達成した分野(「エアコンディショナー等」)や概ね目標を達成した分野(「機器類」、「家電製品」等)があったものの、価格差や材質上や規格上の制約等の理由から、目標との差が大きかった分野(「制服・作業服」)があり、今後とも庁内への周知徹底を図り、グリーン購入の一層の推進を進めていきます。

表2-4-6 平成18年度環境物品等の調達実績の概要

分野	調達目標	調達率
紙類	100%	99%
文具類	100%	97%
機器類	100%	97%
OA機器	100%	98%
家電製品	100%	98%
エアコンディショナー等	100%	100%
温水器等	100%	94%
照明	100%	95%
自動車等	100%	93%
制服・作業服	100%	79%
インテリア・寝装寝具	100%	86%
作業手袋	100%	83%
その他繊維製品	100%	82%
役務	100%	92%
設備	1	2
消火器	100%	99%

1：生ゴミ処理機を導入 2：目標どおり導入

次に、市町村については、地球温暖化対策推進法が平成11年4月から全面施行されたことに伴い、自らの事務・事業に係る温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画（実行計画）の策定が義務付けられたことから、各市町村において策定作業が進められてきました。平成19年4月現在、6市町村（全24市町村）で策定済みとなっていますが、未策定の市町村のほとんどは、市町村合併による新たな計画の策定が必要な市町村です。

また、ISO14001環境管理システムの導入に向けた取り組みを検討する市町村もあり、県では自らの認証取得時やシステムの運用段階で得られたノウハウ等の情報提供によりISO14001の普及・支援を行っています。

さらに、県内の中小企業のISO14001の認証取得を支援するため、平成19年10月より新たに地球温暖化対策資金による融資制度を設けています。

なお、本県においても事業所等におけるISO14001環境管理システムの導入が進められ、平成20年2月末現在では79事業者((財)日本適合性認定協会データベースによる)が認証取得しています。

ISO 14001 徳島県環境マネジメントシステム環境方針

1 基本理念

徳島県は、鳴門海峡から太平洋までの変化に富んだ、長く美しい海岸線、西日本第二の高峰・剣山、四国三郎の別名を持つ吉野川に代表されるように、全国に誇る美しく豊かな自然に恵まれています。

しかし、21世紀を迎えた今日、物の豊かさを追い求めてきた経済社会活動の拡大が、私たちの身近な環境のみならず、人類共通の生存基盤である地球環境までも損なおうとしています。

このような中で、本県の目指す姿と課題の解決に向けての具体的目標を示した「オンリーワン徳島行動計画」の基本目標の一つに、豊富な自然環境を活かした、世界に誇れる「環境首都とくしま」の実現を掲げたところです。

これまで、本県では、平成11年3月に制定した「徳島県環境基本条例」に基づき様々な取り組みを進めてきましたが、この「環境首都とくしま」を実現するため、新たに、平成16年3月に、県民、事業者、行政など、あらゆる主体の行動の指針であり規範となる「環境首都とくしま憲章」を策定するとともに、本県の環境の保全・創造のための基本的方向や目標を示した「徳島県環境基本計画」を見直しました。

私は、こうした取り組みをさらに前進させるため、県のあらゆる施策に環境の視点を取り入れるとともに、ISO 14001に基づく環境マネジメントシステムを運用し、さらに継続的に改善を行い、徳島の環境の保全・創造に全力で取り組みます。そして、県民、事業者、行政が一体となって「環境首都とくしま」の実現を目指します。

2 基本方針

県は、基本理念をもとに、環境の保全・創造を積極的に推進します。特に、次に掲げる項目については、重点的に取り組んでいきます。

(1)「環境首都とくしま」の実現に向け、「徳島県環境基本計画」に位置づけた主要施策である「人と自然との共生」、「循環を基調とする健全な社会の実現」、「地球環境保全への貢献」、「参加と協働による環境保全の取組」、「環境の保全・創造への基盤づくり」に取り組みます。

(2)県で行う事務・事業について、環境に関する法令等の遵守はもとより、環境に与える影響を総合的に把握し、環境負荷の低減にむけ、重点的に推進します。

県におけるオフィス活動によって生じる環境負荷の低減

公共事業の執行に伴って生じる環境負荷の低減

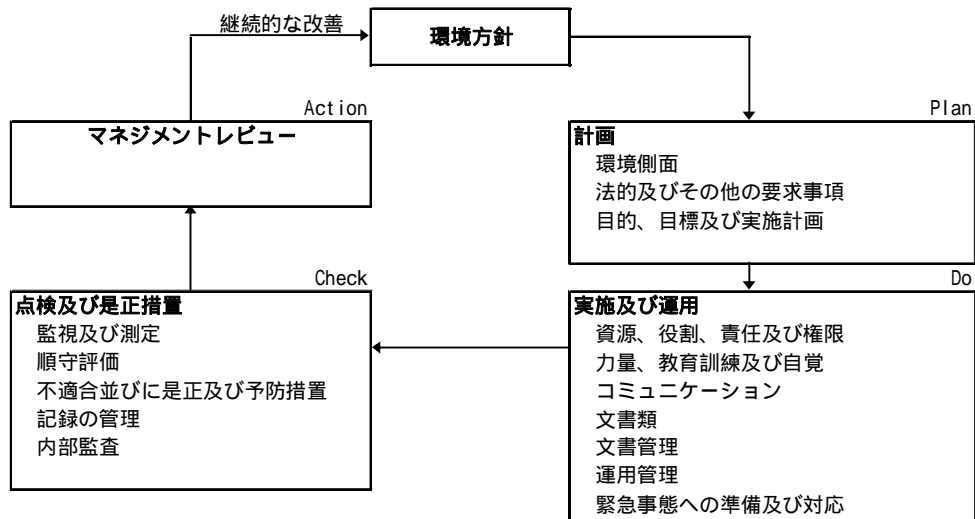
以上の取組を確実なものとするため、職員の環境意識の向上と環境に配慮した行動の定着を図る教育・訓練を徹底するとともに、積極的に広く環境情報を公開します。

平成16年4月1日

徳島県環境マネジメント推進組織

環境管理総括者 徳島県知事 飯泉 嘉門

図2-4-6 県の環境マネジメントシステムの枠組み



6 今後の取り組みの方向性

(1) とくしま環境県民会議

今後とも、県民や事業者の皆さん、行政など各主体が、それぞれの役割に応じて環境負荷を減らす行動を進めていくため、広報活動やイベントの開催、表彰などを行います。また各部会において、地球温暖化防止に向けたキャンペーン、ごみの減量化やリサイクルの推進に努めます。さらに「環境首都とくしま憲章」のより一層の普及に取り組みます。

(2) みなみから届ける環づくり会議

県では「みなみから届ける環づくり会議」における民間主導の原則を守り、産学官民による協働型環境保全活動を積極的に側面支援するとともに、今後も「外部資金の獲得」、「資材・人材・資金の持ち寄り」、「若手研究者や専門技術者の積極的登用」の3つの行動原則による実践的な環境保全活動を推進していきます。

(3) 県民参加の森づくり

県の森づくり活動の拠点である「県立高丸山千年の森」等を活用して、緑や森林に対する県民意識の高揚と県民参加の森づくり運動をより一層推進します。

また、どんぐりプロジェクトの推進により生物多様性の保全を図り自然再生を図るほか、プロジェクトにおける外部資金・資材の受け入れやカーボンオフセットへの対応などを検討していきます。

(4) アドプト・プログラム制度

今後においても、ホームページなどを積極的に活用しアドプトプログラム制度の普及・啓発を行い、多くの県民の環境への意識や関心を高めるとともに、新たに参加する団体・企業を増やすことで、きれいで元気な徳島づくりに寄与していきます。

また、本県が全国に先駆けこの制度を採用し、多くの県民の参加を得て県内に広がっているという「アドプト大国とくしま」というクリーンでオンリーワンのイメージを全国に向け情報発信することにより、本県の観光振興や地域振興にもつなげていきます。

(5) 環境に配慮した事業活動の促進

県の事務事業について、本県の環境管理システムをより有効に機能させることにより、環境保全・創造にむけた施策や県率先行動計画、グリーン調達等推進方針等に基づく取り組みについて、継続的な改善を図り、環境行政の充実発展を進めていきます。また、市町村に対しても同様な取り組みを推進していきます。

また、平成18年度からは、徳島県生活環境保全条例において事業を行う者の環境配慮等が規定され、環境配慮の推進に取り組んでいます。